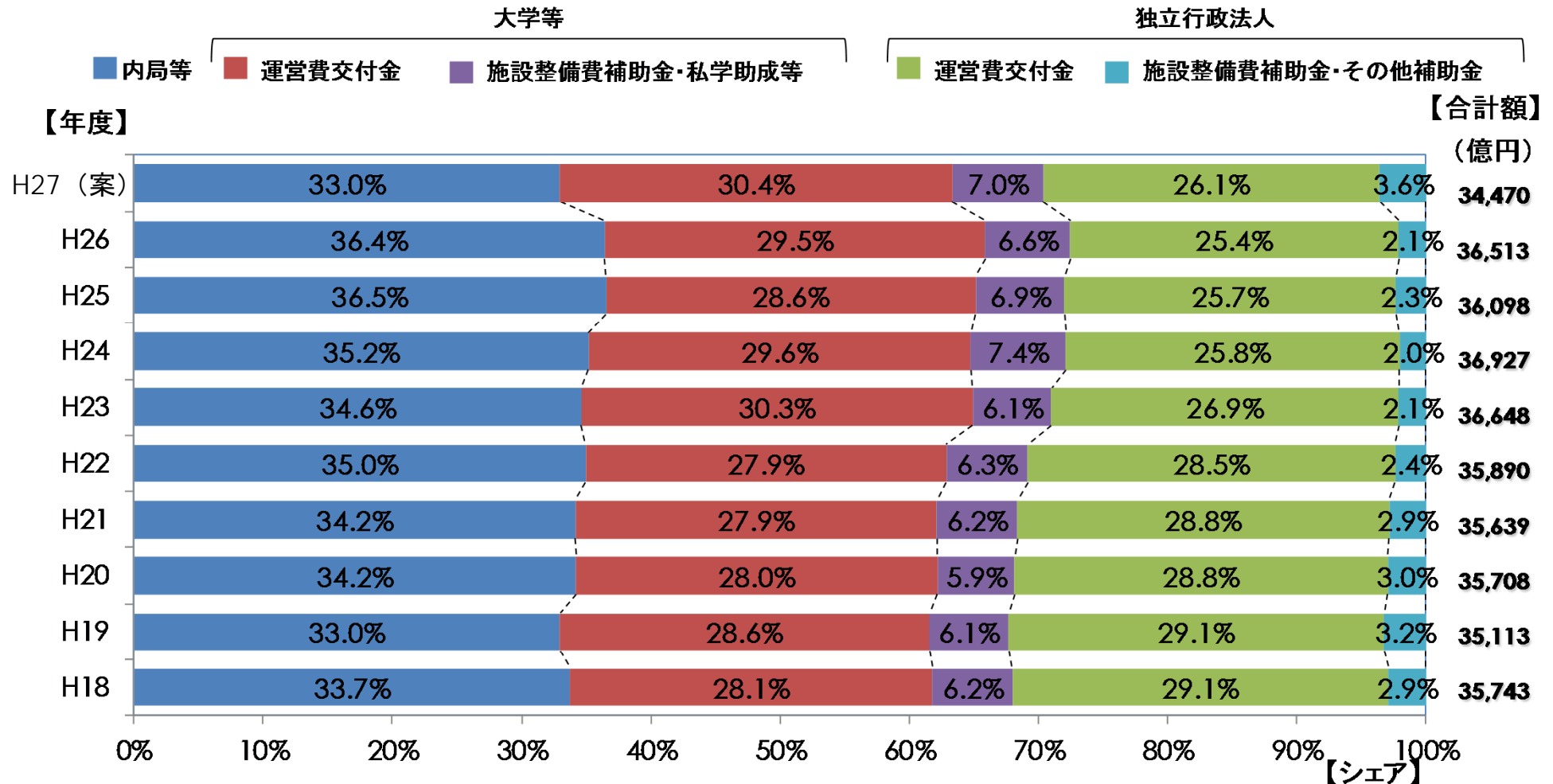


図2 科学技術関係予算 機関別シェアの推移

・科学技術関係予算の内訳を見ると、内局等、大学等、独立行政法人がそれぞれ約三分の一ずつという構成である。



(※1)本集計は、年度途中で確定する公共事業費の一部(平成25年度まで社会資本整備事業特別会計で計上)等も含めているほか、現時点での各府省の速報値をとりまとめたものであるため、今後の精査により変更があり得る。

(※2)科学技術関係予算の集計において、H23年度以降は大学等の運営費交付金に人文・社会科学分野も含めているため、H22年度以前と単純に比較できない。

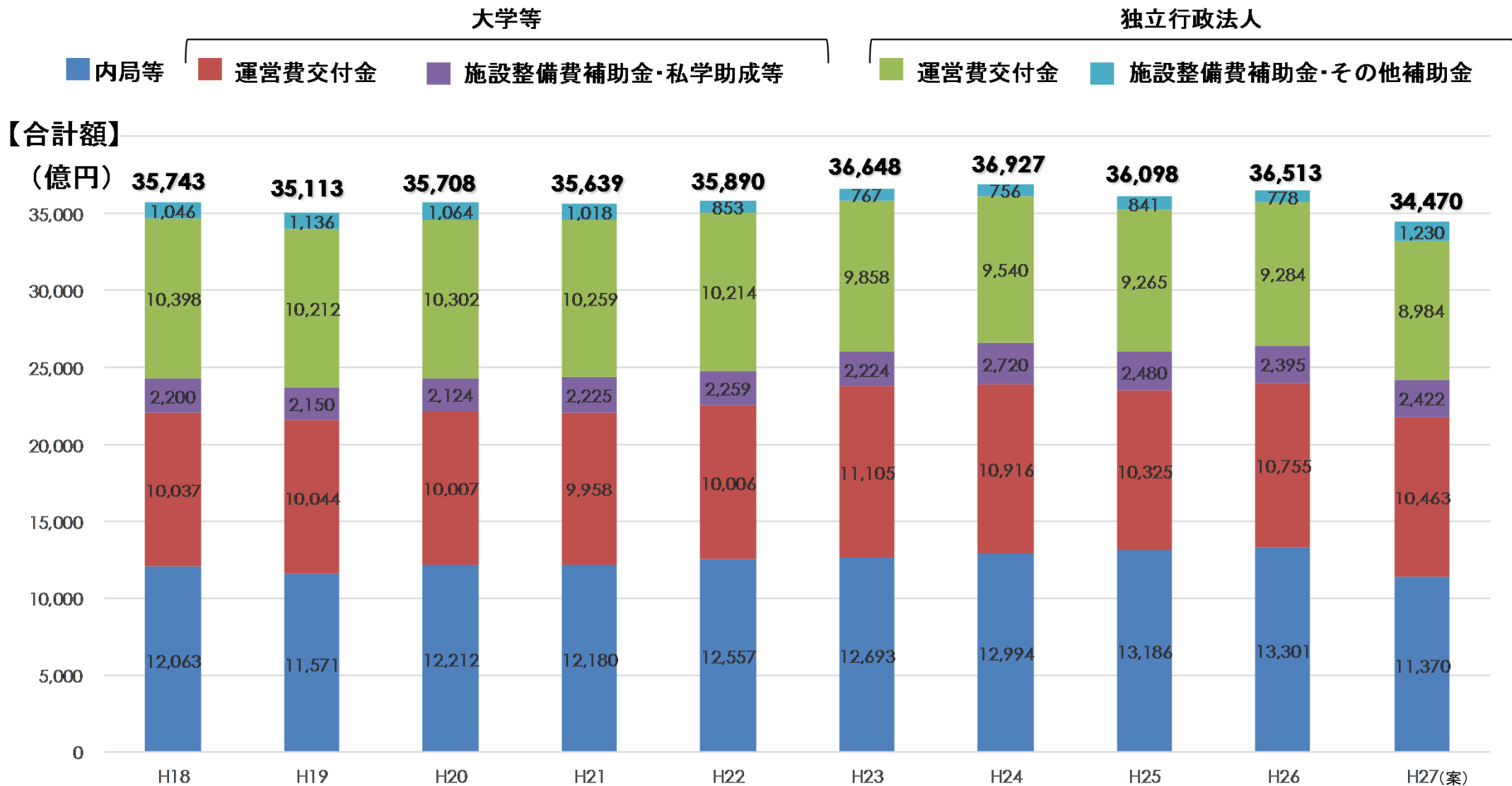
運営費交付金: 国立大学法人や独立行政法人において中期計画に定められた教育研究等の業務を運営するために交付される経費。翌年度への繰越しが可能。用途が特定されない渡し切りの交付金であり、具体的な予算の執行・運営は各法人の判断による。

補助金: 公益性を有する特定の事務、事業の実施に資するため、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付。

委託費: 国の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支給される経費。

出典：内閣府作成

図3 科学技術関係予算 機関別の推移



(※1) 本集計は、年度途中で確定する公共事業費の一部(平成25年度まで社会資本整備事業特別会計で計上)等も含めているほか、現時点での各府省の速報値をとりまとめたものであるため、今後の精査により変更があり得る。

(※2) 科学技術関係予算の集計において、H23年度以降は大学等の運営費交付金に人文・社会科学分野も含めているため、H22年度以前と単純に比較できない。

運営費交付金: 国立大学法人や独立行政法人において中期計画に定められた教育研究等の業務を運営するために交付される経費。

翌年度への繰越しが可能。用途が特定されない渡し切りの交付金であり、具体の予算の執行・運営は各法人の判断による。

補助金: 公益性を有する特定の事務、事業の実施に資するため、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付。

委託費: 国の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支給される経費。

出典：内閣府作成